

虐待かなと思ったら 早めに連絡しましょう！

虐待は、身近な人によって引き起こされていることが多く、被害者自身が虐待を受けている自覚がないなどの場合もあるので問題が深刻化してしまいます。

私たち全員が、虐待に早めに気づき、ためらわずに連絡、通報することが重要です。



虐待を見つけたら… 虐待防止ネットワーク

障害者虐待

役場健康福祉課 福祉係
(大津町障害者虐待防止センター)
☎ (293) 3510

児童虐待

役場子育て支援課 子育て支援係
☎ (293) 5981

高齢者虐待

大津町地域包括支援センター
☎ (292) 0770

配偶者などからの虐待

役場総務課 男女共同参画推進係
☎ (293) 3111

緊急の場合は、大津町役場 ☎ (293) 3111 までご連絡ください

◎ 通報は匿名でもかまいません
◎ 通報した人の秘密は守られます
◎ 誤報だとしても罰せられません

障害者虐待防止法って どんな法律？

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）が10月1日に施行されます。これは虐待によって障害のある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害のある人が安定した生活をおくることができるように、みんなで虐待の防止に取り組みしましょう。



障害のある人に対して 虐待をする人は3種類に分けられます

養護者による虐待

身の回りの世話などを行っている家族などによる虐待。

障害者福祉施設従事者などによる虐待

福祉施設や福祉サービス事業所の職員による虐待。

使用者による虐待

雇い主や上司などによる虐待。

問い合わせ 役場健康福祉課 福祉係
☎ (293) 3510

経済的虐待

同意なしに財産や年金などを使い、金銭を与えないこと。

(例)

- 年金や賃金を渡さない
- 勝手に財産や預貯金を使う
- 日常生活に必要な金銭を与えない

など



性的虐待

わいせつなことをしたり、させたりすること。

(例)

- 性交 ● 性器への接触
- 裸にする
- キスをする
- わいせつな話をする、わいせつな映像を見せる

など



放棄・放任 (ネグレクト)

食事や入浴などの世話をせずに衰弱させること。

(例)

- 十分な食事を与えない
- 不潔な住環境で生活させる
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせない

など



心理的虐待

言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

(例)

- 怒鳴る ● ののしる
- 悪口を言う
- 仲間に入れない
- 子ども扱いする
- わざと無視する

など



身体的虐待

暴力や体罰を与えたり、理由なく身動きが取れない状態にすること。

(例)

- 平手打ちにする
- 殴る ● 蹴る
- つねる ● 縛り付ける
- 閉じ込める
- 不要な薬を飲ませる

など



こんなことは虐待になります！

虐待の対象は障害のある人だけではなくありません。高齢者虐待、児童虐待、配偶者や恋人からの暴力も虐待になります。具体的な例を紹介します。